幌延町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成２７年厚生労働省告示第１９６号）及び地域支援事業実施要綱（平成１８年６月９日老発第０６０９００１号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）において使用する用語の例による。

（指定事業者の指定等）

第３条　法第１１５条の４５の５第１項の規定に基づき指定事業者の指定を受けようとする者は、幌延町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第１号）に、関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を当該申請者に通知するものとする。

３　前項の規定により指定事業者の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

４　省令第１４０条の６３の７の規定による指定事業者の指定の有効期間は、６年とする。

（指定の拒否）

第４条　前条に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、幌延町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、指定事業者の指定を行わないことができる。

（指定の更新等）

第５条　法第１１５条の４５の６第１項の規定に基づき指定事業者の更新を受けようとする者は、幌延町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第２号）に、関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

２　町長は、前項の更新申請書を受理した場合は、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、当該指定事業者に通知するものとする。

３　前項の規定により指定の更新を受けた事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

（変更の届出、廃止等）

第６条　第３条第２項の規定による指定事業者の指定（前条第２項の規定による指定の更新に係る指定を含む。）を受けている者は、省令第１４０条の６３の５第１項で定める事項に変更があったときは、１０日以内に、幌延町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（様式第３号）により、町長に届け出なければならない。

２　指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、幌延町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書（様式第４号）により、当該廃止又は休止の日の１月前までに町長に届け出なければならない。

３　指定事業者は、休止した当該指定に係る事業を再開しようとするときは、当該再開しようとする日の１０日前までに、幌延町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書（様式第４号）により、町長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第７条　町長は、指定事業者が法第１１５条の４５の９の各号のいずれかに該当する場合は指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

（事業者情報の公表及び提供）

第８条　町長は、第３条から前条までの規定による指定、届出の受理及び指定の取消し等（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者の情報のうち次に掲げる事項を公表するとともに、北海道、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

（１）　事業所の名称及び所在地

（２）　当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

（３）　指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

（４）　事業開始年月日、事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日及び指定停止年月日

（５）　運営規定

（６）　介護保険事業所番号

（７）　その他町長が必要と認める事項

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、幌延町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

（施行期日）

１　この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　町長は、この要綱の施行日前においても、幌延町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。